

東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (工学府副府長) 第3条 (略) 2 学府副府長を2人置き、学府の教育研究評議員をもって充てる。 3 (略) (委員会) 第8条 学府及び学部は、次の委員会を置く。 (1)～(9) (略) <u>(10) 小金井地区キャンパス整備委員会</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> 2 (略)</p>	<p>本則 (工学府副府長) 第3条 (略) 2 学府副府長は、学府を兼務する国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程第3条第1項第5号に規定する教育研究評議員の中から学府長が指名する。 3 (略) (委員会) 第8条 学府及び学部は、次の委員会を置く。 (1)～(9) (略) (削る) <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> 2 (略)</p>	

附 則(平成29年4月1日工規則第2号)
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。